

令和7年度 杉並区立荻窪小学校「いじめ防止基本方針」

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、および杉並区の「いじめ防止対策推進基本方針」「いじめ対応マニュアル」を踏まえ、荻窪小学校「いじめ防止基本方針」を以下の通り策定した。

1 いじめ防止のために教職員が認識するべきこと

(1) いじめ防止対策推進法制定の目的：同法第1条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義：同法第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※注1 一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾、スポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団における、当該児童との何らかの人的関係をさす。

※注2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 基本理念：同法第3条

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(4) いじめの禁止：同法第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(5) 学校及び学校の教職員の責務：同法第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(6) 保護者の責務等：同法第9条

①保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

②保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

③保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

④第一項（上記①）の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項（上記③）の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない

2 いじめ防止のための教育活動

(1) 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出

- 子どもが主体となった魅力ある授業の実現
- 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
- よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- 教育相談コーディネーターを中心とした、校内における教育相談機能の充実

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- コミュニケーションを図りやすい職場づくり
- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と保護者、地域への周知
- 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- 年3回の「いじめに関する研修」の実施
- P D C A サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

(3) いじめを許さない指導の充実

- いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
- 年3回以上の「いじめに関する授業」の実施
- 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- S O S の出し方に関する教育の推進

(4) 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- 互いに認め合う態度を育む取組
- 子ども同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- 取組の推進役を担うことができるリーダーの育成
- 児童会・生徒会活動による取組
- ふれあい（いじめ防止強化）月間における学校、保護者、地域、関係機関の連携による取組の推進

(3) 「人権メッセージの作成」を通した人権意識の高揚

- ・人権課題等に沿ったテーマについて考えて、メッセージとして表現する。
- ・人権の概念についての理解を深める。
- ・目に見えない人権に対する“想い”を、“メッセージ”という目に見える形に表すことで、実践意欲や態度につなげる。
- ・他の学年・学級のメッセージを日常的に見ることで、自分との考え方の違いや他の人の想いに触れる。
- ・メッセージのテーマは、以下の通りである。

6月「あいさつ」

11月「いのちの大切さ」

1月「ありがとう」

3 いじめを発見した場合の対応

(1) いじめの発見と報告

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、その状況を直ちに管理職および生活指導主任に報告する。

(2) 学校いじめ対策委員会の開催

校長（不在の場合は副校長や生活指導主任）は、いじめの報告を受けたら原則として24時間以内に、学校いじめ対策委員会を開催する。

①学校いじめ対策委員会のメンバー（ホームページ版は名前を削除）

<令和7年度 学校いじめ対策委員会常任委員>

校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生活指導部、
都スクールカウンセラー

特別支援教室専門員

<臨時開催時の追加メンバー>

対象となる児童の学年主任および学級担任、

（その他必要に応じて）CEDAR・SSW、弁護士（学校法律相談事業）、

高井戸警察署スクールサポート、子ども家庭支援センター職員、児童相談所職員

②確認事項

- ・いじめの態様……いじめのレベル、いじめ発見から対策委員会開催までの間に得た情報の共有
 - レベル1 不適切な言動が見られた時にその場で注意したケース。
 - レベル2 事実関係を確認し、指導をして保護者に連絡したケース。
 - レベル3 指導後、保護者に連絡しても、なおいじめの継続が危惧され、対応が必要なケース
- ・緊急性の有無……自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度
- ・レベル2以上の事案について、解消に向けた具体的な計画の立案
※いじめ発見後すぐに開催する対策委員会なので、この時点では情報が少なく、長期的な計画が立てられないかもしれません。その場合は、当面の計画を立て、3日以内に再度対策委員会を開催する。
- ・役割分担
 - いじめを受けた児童からの聞き取り調査と支援担当
 - いじめを行った児童からの聞き取り調査と指導担当
 - 傍観したり周囲にいたりした児童への指導担当
 - 保護者への対応担当
- ・次回の学校いじめ対策委員会の開催日時

(3) いじめ解決後の経過観察

- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童の人間観察を、最低3か月間は継続する。
- ・毎週月曜日に開催している定例の学校いじめ対策委員会でも、最低3か月間は議題にする。

4 いじめ重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義：いじめ防止対策推進法第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認められるとき。

※注1 「生命、身体又は財産に重大な被害」とは、例えば、

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

※注2 「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。また、連續して欠席が続くような場合も該当する。

(2) 学校で重大事態が発生した場合

学校いじめ対策委員会において重大事態であると判断した場合、又は重大事態に発展しそうな場合、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、CEDARに報告する。

CEDAR T E L : 0 3 - 3 3 1 1 - 0 0 2 3

(3) 態様の調査

いじめ防止対策推進法第28条第2項・第3項に基づき、杉並区教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」が事実関係の調査等を行う。

(4) カウンセリングの実施による心のケア

重大事態発生時には、いじめを受けた児童やその家族に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携を図り、スクールカウンセラー、心理士、SSW等を派遣して対応する。

5 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめが発見されたときは、管理職に報告し、学校いじめ対策委員会で組織的に対応することで、担任がひとりで抱え込まないように周囲に報告・連絡・相談し、組織として対応していく。

いじめ重大事態対応フロー図

